

富山県高校教育の「三・七体制」をめぐる言説分析

— 何が批判されたのか —

富江 英俊（日本女子体育大学）

1. 本発表のねらい

本発表では、1960年代を中心に実施された富山県の高校教育政策である「三・七体制」が当時どのように認識され、評価されたのかを、文献資料の言説分析という手法から、考察する。分析対象とするのは、著者が地元新聞社・市民運動家・教育関係者などの、富山県の関係者であり、「三・七体制」に対する評価が書かれている文献である。

戦後の高校教育政策の中で、非常に特徴的と言える「三・七体制」に対する言説分析を行うことによって、これからの高校教育のあり方についての示唆を導き出したいと考えている。

2. 「三・七体制」の概略

富山県の高校教育において、普通科と職業科(専門学科)の割合を3:7にするという政策である。1961年に策定された第2次富山県総合開発計画で提起され、翌年から直ちに実施された。新産業都市を中心とした地域開発に必要な人材を供給するという名目である。

ベビーブーム世代が進学する急増期対策として実施され、国が提唱した職業学科拡充政策とも一致する方向性であった。政策の実施後は、普通科の割合は次第に減少し、目標である3:7に近づいた。しかし、普通科への進学機会が狭められることなどが、生徒や保護者などから反発を受け、是正に向けての運動がさかんとなり、1970年に知事が見直しを表明した。その後職業科の割合は次第に減少していき、「三・七体制」は終了する。

3. 「三・七体制」をめぐる言説

今回分析対象となった言説は、ほとんどすべてが「三・七体制」に否定的・批判的なものであった。どのような観点から批判されているのかをカテゴリー分けすれば、以下の3

点となる。

(1) 生徒・保護者の希望が通らない制度

典型的な意見は「普通科志望であるが、普通科の枠が少ないため進学できない」というものである。(以下、分析対象文献からの引用は、強調字体で示す。)

わが子が他府県では普通科に入れるのに、富山県では職業科にしか入れない、ということになったとき初めて「三・七」をワガコトとして感じる事ができたのである。…(中略)…そのときの私は、ビックリし、長男に対するいとおしさで胸がいっぱいになり、そのいとおしさは、やがて、我が子を苦しめる三・七体制に対する怒りに変わった。(塚崎幹夫・塚崎昌子『教育の機会均等とは』三一書房、1975、p.56)

先生の現場からの叫びを聞いてみよう。「…(中略)…(県立高校に)入学できたものでも、多くは普通科をあきらめて職業科に進む。うちの学校では3年に1回、3年生の担任をすることになっているが、進学指導ほどつらいものはありません。(毎日新聞富山支局『富山の人づくり ―教育の現状とその問題点―』北日本出版社、1974、p.162)

ここから読み取れるのは普通科と職業学科の間に厳然とした差があり、どちらに行くのかが大きな意味を持つということである。

(2) 高校間格差の弊害

高校によって、高校入試の難易度や大学進学実績が異なるため、高校の「格」の違いがある。そのことが中学校や高校教育をゆがめて、激しい受験競争を引き起こしているという主張である。

狭い普通科の門と極端な学校格差に対応した中学での差別、選別、テスト万能主義の教育—この悪循環を断ち切らなければ小学校教育もテスト主義におちいり、子供たちの持つ伸び伸びとした明るさがなくなってしまう恐れがある—とこの先生（引用者注：小学校教諭）は心配する。（富山新聞社『七・三教育のひずみ 富山県からのレポート』富山新聞社、1970、p.59）

このことは、高校の通学区制とも密接に関わる議論となる。

昭和23年、新制高校設立のとき、富山県は小学学区制であった。小学学区制とは1校1学区を原則として、中学校区域を単位に、全課程があり、各高校ごとに学区を決めたもので、このころはいまほどひどい高校間の格差はなかった。…（中略）…小学学区制の廃止は、県教委のめざす競争と能率主義の教育をし、全県的にいい生徒だけを集める大学進学用の特定高校と、そうでない多様な就職用の高校をつくる道をつけたのである。（北日本新聞社地方自治取材班『よみがえれ地方自治』北日本新聞、1970年、p.183-184）

（3）産業界に従属する教育

産業界の意向が、学校関係者（教師、生徒、保護者など）の希望より優先されて教育政策に反映されることは、教育本来のあり方ではない、という意見である。

あいまいで、本質のとらえにくい学科をなぜつくったのであろうか。…（中略）…企業の要請があったからである。…（中略）…富山県の県立高校は、これまでの高校教育の常識では割り切れないような多様化、細分化の道を歩いている。しかも、それは「産業界の要請」を錦の御旗としている。そのために、子どもたちが希望に反した学科に押し込められるとしたら、いったい教育はだれのためにあるのだろうか。（北日本新聞社地方自治取材班前掲書、p.202-203）

また、職業科で専門的な職業教育を受けても、実際の就職先とミスマッチしている、という面からの批判もある。

専門的な知識が生かされていない例は農業科に限らず、他の職業科にも多かれ少なかれ、みられるのである。新湊高校の商業科の場合、今春の就職者250人のうち、51%に当たる103人が、製造、建設関係の企業へ就職している。…（中略）…こうした事実をみると、県の職業教育がいかに地についたものでないかがわかる。（富山新聞社前掲書、p.86）

4. 「三・七体制」で批判されなかったこと

以上のように、大変批判が大きかった「三・七体制」であるが、政策理念の一部としてある「地元に必要な人材を養成する」「地域を発展させる」といった点については、その点自体への批判はなかったと言ってよい。「生徒本人の希望と違う」「入試で厳しい選抜を生み出す」といった「三・七体制」への批判は、あくまでも地域人材を育成するということとは別の時限の話なのである。

つまり、「自ら希望して職業科に入り、地元就職しようとする者」にみあった高校教育を行うことは、批判されていないわけである。

5. 今日から見た「三・七体制」の意味

「三・七体制」から30年以上を経た今日、「三・七体制」に関連する高校教育（あるいは高校卒業後の進路）の現状は大きく変化していると言えよう。総合学科の出現に典型的にあるように普通科と職業科の差異は曖昧となり、高校卒業後の進路としては、専門学校が増え、大学進学も容易となっている。また、各地で県立大学を新設されて、大都市以外の地域でも高等教育機関が整備されてきた。

このような状況の変化をみれば、「三・七体制」が掲げた「地元人材を計画的に養成する」という理念を、当時とは違った形で高校教育政策に取り入れることも、考慮されてよいはずである。どのような理念が今日でも有効であるのか、さらに精緻化して考察していくことが、今後の課題である。